

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | |
|-------------|---|-------------------------------|
| 部 課 室 等 名 | 健康福祉部 保険年金課 国保第一・第二係 | |
| 許 認 可 等 名 | 資格確認書の再交付 | |
| 根 拠 法 令 | 国民健康保険法施行規則 | |
| 根 拠 条 項 | 第7条第1項 | |
| 連 絡 先 | (電話 621-5157) | |
| 審 査 基 準 | 基 準 国民健康保険法第5条から第7条まで及び国民健康保険法施行規則第7条の規定による。 | |
| | 参 考 事 項 | |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成24年 8月 1日設定 (令和6年12月2日最終変更) |
| 標 準 処 理 期 間 | 標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由) | 総日数 原則4日※ (休日を含む) |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成24年 8月 1日設定 (令和6年12月2日最終変更) |